

## 第2部 わが国の動物看護職の養成

### Part 2: Cultivating Veterinary Nursing Professionals in Japan

池本卯典 日本獣医生命科学大学 学長

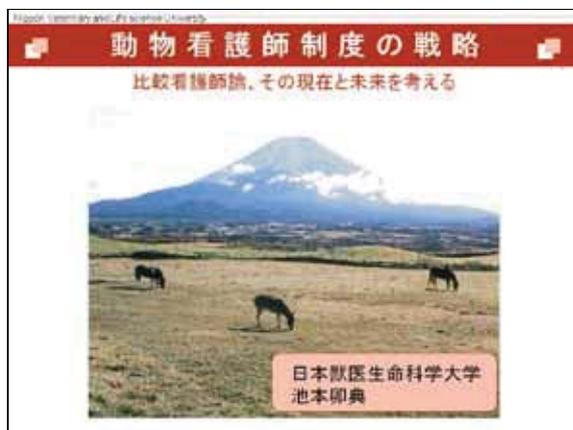
Shigenori IKEMOTO President, Nippon Veterinary and Life Science University



ご紹介ありがとうございました。日本獣医生命科学大学の池本であります。今日は、動物看護師の制度を公的な資格として定着させる戦略を考えてみたいと思います。

広島大学の高等教育開発センター長が新規の開発には「先達の歴史と比較から学べ」と述べておられます。そこで、看護専門職の先輩に当たる医療の看護師、歯科医療の歯科衛生士等の制度を参考にした比較看護師論、その現在と未来を動物看護師の現在と未来に重ね合わせて動物看護師制度の構築を提案させていただきたいと思います。

私の動物看護師論の基本は、ジェンダーステータスの向上、女性の専門職参画への積極的推進、獣医療の円滑な展開、飼育者に対するサービスの向上などが主眼です。現実には、社会的認知の未達など、医療の看護師に比較して、あまりにも格差があります。その是正こそ、急務と考えている次第です。



【スライド1】

Florence Nightingale は「よく怒った」と言われていますが、対象は看護師仲間ではなく、看護に理解の乏しい医者や行政官に対する怒りであります。動物看護師にも早く、ナイチンゲールの現れることを望んでやみません。【スライド2】

看護師制度を早期に制定する必要性は、①動物看護師の質の保証、②身分の確保と向上、③社会貢献、④諸外国の看護師に比肩できる国際化にあります。

【スライド3】【スライド4】

日本の看護師が活動する医療界は、約28万人の医師

#### ナイチンゲールは「よく怒った」

それは看護について、理解の乏しい医師や行政官に対する怒りであり、患者に対する怒りではない。



Florence Nightingale 1820-1910

【スライド2】

#### 動物看護師制度制定の必要性

動物看護師の質の保証  
動物看護師の身分向上  
動物看護料設定の根拠

動物看護師の社会貢献  
動物看護の国際化対応

【スライド3】

#### 問題解決の鍵

比較と歴史から学ぶ

(広島大・高等教育研究開発センター長)

自律

自立

【スライド4】

をヒエラルキーに約30ほどの医療職、約280万人が約1億2700万人の国民に約34兆円の医療費で対応します。

それに比較して獣医療では、獣医師、薬剤師は獣医師の処方箋を扱うので、獣医療従事者でもあります。その他、人工授精師、装蹄師、動物看護師を加えて約31万人程度の関係者で多種の飼養動物と鶏の約3億頭(羽)

### 医療関係者数・日本人人口・国民医療費

医師	277,927 (人)	放射線技師・臨床検査技師	
歯科医師	97,198	作業・理学療法師・言語療法	
薬剤師	252,533	師・視能訓練師・臨床工学技	
看護師(看護共)	1,194,121	士・柔道整復士・救急救命	
歯科衛生士	76,996	士・あんまはり・きゅう師等・	
保健師	40,191	他に補助者約 30職種	
助産師	25,775		
計	1,964,731 人	計	830,000 人
<b>合計 2,795,000 人</b>			
日本人総人口 127,771,000人 国民医療費 約 34 兆円			

(国民衛生の動向 2008)

【スライド 5】



看護師・歯科衛生士・動物看護師の誕生

【スライド 8】

### 獣医療関係者数・動物数・獣医療費

獣医師	35,818 人	人工授精師	約 8,000 (人)
薬剤師	252,533 人	装蹄師(現職)	馬 543 牛 900
臨床獣医師の分布		獣医(動物)看護師	
市町村	105 人	約 18,000～20,000	
農協	212	診療対象動物数	犬 1,246 万頭
共済	1,871		猫 1,246 万頭
企業	234		牛馬種山羊豚鶏
匠人・産業動物	1,682		動物園動物等を合算すると
匠人・家庭動物	13,185		約 3 億頭(羽)
他動物	137		
<b>計 17,426 人</b>		<b>小動物獣医療費** 約 4,000 億円</b>	

\* 農水省(平成26) \*\* 千葉大学獣医(平成26)

【スライド 6】

### 看護師・歯科衛生士・動物看護師の誕生

看護師	産婆規則：明治32年(1897) 看護婦規則：大正4年(1915) 保健婦規則：昭和19年(1944)  保健婦・助産婦・看護婦令：昭和22年(1947) 保健婦・助産婦・看護婦法：昭和23年(1948) 保健師・助産師・看護師法：平成13年(2001)
歯科衛生士	歯科衛生士法：昭和23年(1948) (都道府県知事認可) 厚生大臣の認可となる：昭和63年(1988)
動物看護師	農林水産省：調査費(海外の実情調査) 日本獣医師会：動物診療専門職委員会を設置 平成18年(2006)

【スライド 9】

を診ています。小動物の獣医療費は、約 4,000 億と推測され、人的、物的及び診療費は医療に比較してその格差は歴然としています。【スライド 5】【スライド 6】

して昇格しました。平成 13 年(2001 年)には「婦」から「師」に呼称を変えましたが、この呼称改称は社会的地位の向上に極めて有効でした。【スライド 8】【スライド 9】

### 看護師等と動物看護師の待遇

看護師の初任給は国家公務員 1 種の初任給より高額
歯科衛生士と動物看護師の初任給は最低賃金よりやや高い程度

【スライド 7】

### 看護師・歯科衛生士・動物看護師の身分法

<p>■ 看護師・保健師・助産師・看護師法</p> <p>国家資格 厚生労働大臣 准看護師 国家資格 都道府県知事</p> <p>医道審議会(行政処分等) (保・助・看護分科会) 厚生科学審議会(養成所指定) 学校教育法(学部科設置)</p>
<p>■ 歯科衛生士：歯科衛生士法</p> <p>国家試験 厚生労働大臣</p> <p>ほぼ前記同様</p>
<p>■ 動物看護師：未定</p> <p>認定の取り消しあり 認定の更新制あり (いずれも認定者の権限)</p>

【スライド 10】

医療における看護師と動物看護師の社会的な待遇格差は著しく、看護師の初任給は、国家公務員 1 級の初任給より高額といわれています。【スライド 7】

看護師・歯科衛生士は共に、国家試験、資格の附与は厚生労働大臣、処分等は医道審議会の保・助・看護科会です。但し、歯科衛生士の場合、試験や名簿等は、委託された法人が担当しています。准看護師の試験や資格附与は都道府県知事です。動物看護師の場合、残念ながら未だに未定であり、見做し資格にすぎません。

【スライド 10】

医療の看護職の誕生は古く、明治 32 年(1897 年)の産婆(現在の助産師)の誕生が最初で、地域における出産に活躍してまいりました。その後、保健師、助産師、看護師は社会的ニーズにより増加していきませんが、制度としては規則、政令による資格が昭和 22 年(1947 年)まで続き、昭和 23 年(1948 年)に法律による資格と

業務は、看護師は、傷病者・褥瘡の療養上の世話・診療の補助。歯科衛生士は、医師・歯科医師の直接の指導

看護師・歯科衛生士・動物看護師の法律上の業務	
看護師 (第5条)	： 傷病者若しくは挿管に対する療養上の世話又は診療の補助。 (第34条の医療行為は削除された)
歯科衛生士 (第2条)	： 歯科医師(医師)の直接指導の下に歯牙および口腔疾患の予防を行う。歯科診療の補助・歯科保健の指導。
動物看護師 (未定)	： 疾病動物に対する診療上の世話および獣医療の補助。 (獣医療には臨床検査技師・放射線技師等の職種がなく、その補完も考慮する。)
保健師・歯科衛生士 助産師・看護師	： 名称独占権 業務独占権

【スライド11】

の下に、歯牙、口腔疾患の予防・歯科診療の補助・歯科保健の指導を業務とすると定めています。動物看護師の場合は、疾病動物の診療上の世話・獣医師の補助が業務といえましょう。しかし、獣医業に特化した臨床検査技師・放射線技師は不在であり、その代替も必要です。また、産業動物は家庭動物とは対応が異なるので、それに見合う教育訓練も必要です。医師や獣医師には、名称・業務の独占権があり、保健師・歯科衛生士には名称独占権、助産師・看護師には、業務独占権が法律上認められています。 A B t B / B B : : A

動物看護の業務	
獣医療補助	： 動物看護 保健指導 看護診断 看護治療
管理保全	： 診療施設管理 薬剤管理
事務管理	： 診療所事務 獣医療経済

A B t B / B B : : A

動物看護師には、近代の新職業として獣医療補助とさらに診療施設の管理保全、診療事務、薬剤管理、獣医療経済等にも対応できる能力が求められましょう。

A B t B / B B : : A

獣医師と動物看護師と相互関係は、獣医師の場合は絶対的獣医療、相対的動物看護。動物看護師の場合は、絶対的動物看護、相対的獣医療の当事者と考えられます。

A B t B / B B : : A

教育の現状を概説すると、看護師教育は、明治18年(1885年)に病院看護師教育所(2年制)、明治28年(1887年)に東京大学に看護師養成所(1年制)等を出発点に、現在は看護系大学179校、短大・専門学校(3年制)707校、(2年制)249校、高等学校(准看)68校、養



A B t B / B B : : A

看護師の養成起源と現状		
明治18年(1885)	有志共立東京病院看護婦教育所	2年制
明治28年(1887)	東京帝国大学医科大学看護婦養成所	1年制
昭和28年(1953)	東京大学医学部衛生看護学科	4年制
現在	看護系大学(4年制)	179校 * 定員
	短期大学・専門学校(3年制)	707校 * 131,453人
	専門学校等(2年制)	249校 ** 33,182人
	高等学校(准看護)	68校 17,550人
	合計	1,203校 182,185人
* 増加傾向 H16年以降 約20校 ** 准看護者を対象としている		

A B t B / B B : : A

成校は合計1,203校、定員182,185人と報告(国民衛生の動向2009)されています。 A B t B / B B : : A

歯科衛生士の養成起源と現状	
昭和21年(1946)	GHQによる専門職養成の要請
昭和23年(1948)	歯科衛生士法の制定
昭和25年(1950)	歯科衛生士養成校1期生卒業
昭和58年(1983)	修学年数2年以上に法定
短期大学 専門学校 各種学校	2年制 162校 8,622人

A B t B / B B : : A

歯科衛生士は、昭和21年(1946年)にGHQの指示もあり歯科医療補助職の育成が計画され、昭和23年(1948年)に歯科衛生士法が公布され、昭和25年(1950年)には歯科衛生士養成校の一期生が卒業しました。昭和58年(1983年)に歯科衛生士の修学年数は二年以上と定められ、現在は短期大学・専門学校・各種学校162校、定員8,622人と報告されています。 A B t B / B B : : A

動物看護職(獣医療補助職)においては、明治45年(1912年)日本獣医学校(現在の日本獣医生命科学大学)に蹄鉄工科(一年制)が設置されました。昭和58年(1983

### 動物看護職の養成起源と現状

明治45年(1912)：日本獣医学校 蹄鉄工科・1年制  
 昭和58年(1983)：山崎看護学院(専攻科)  
 昭和59年(1984)：名古屋市獣医師会動物看護学院・1年制

		学生定員	
動物看護系大学	： 4年制	6校	(約80~150名/年)
短期大学	： 3年制	1校	
動物看護・美容学校	： 認可校	82校	不詳 (盛衰著しい)
	： 無認可校	262校	
合計		350校	

【スライド16】

年)山崎看護学院、昭和59年(1984年)名古屋市獣医師会動物看護学院(一年制)が誕生しています。現在、動物看護系大学6校、短大1校があり、学生定員は各80~120人、動物看護・美容学校は344校(認可・無認可を含む)と報告(学校総覧2006より)されています。しかし、栄枯盛衰は著しく、正確な実数は不明です。その理由は、看護師資格の曖昧模糊の現実が原因といえましょう。【スライド16】

### 看護師・歯科衛生士・動物看護師の就業



【スライド17】

### 看護師・歯科衛生士・動物看護師の就業

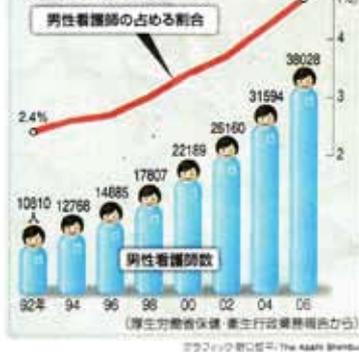
職種	免許取得者数	就業人数
看護師	： 2,000,000(超)人 (推定)	1,001,925人 (約60%)
歯科衛生士	： 222,417人	76,986人 (約36%)
動物看護師	： 不詳 (認定は多様複雑)	約18,000人 ~20,000人 といわれている

日本小動物獣医師会・動物看護士学会  
 山崎学園・日本愛玩動物協会・動物病院福祉協会・全日本動物専門教育協会等

【スライド18】

就業状況は、看護師の場合、免許取得者は約200万人(推定)、就業人数は約100万人程度です。歯科衛生士の場合は、免許取得者は222,417人、就業人数は76,986人(約36%)と報告されています。

### 男性看護師の推移



【スライド19】

動物看護師の場合、認定(日本小動物獣医師会・動物看護師学会・動物病院福祉協会・日本愛玩動物協会・全日本動物専門教育協会・山崎学園など)資格者の実数は不詳です。また、就業人数も18,000~20,000人といわれていますが、実数は不明確です。

【スライド17】【スライド18】【スライド19】

### 動物看護師の未来考



動物看護師法を制定する

【スライド20】

### 動物看護師の近未来考 1

- 養成教育の確保：標準化・看護師教育に準ずる
- 資格の公認方法：国家認定・歯科衛生士に準ずる
- 社会性の獲得：職域の確保・待遇改善・PR等
- 動物看護職協会：専門職実態把握・向上設計の設置  
試験の実施・名簿管理・評価等

【スライド21】

動物看護師の未来について考えてみます。①看護師養成教育施設の確保・教育内容の標準化、②資格の公認(国家の認定)、③社会性の獲得・職域の確保・待遇改善、④看護職協会の発展・看護師の実態把握、看護職の向上設計・評価などは重要な緊急課題と思います。

【スライド20】【スライド21】

### 動物看護師の近未来考 2

専門学校(3年制) : 動物看護師の受験資格  
 大学 (4年制) : 3年で動物看護師の受験資格  
 残1年は専門教育とアカデミック・インターンシップ等  
 小動物専科・産業動物・野生動物・家庭看護・虐待看護・臨床検査・放射線・ME・麻酔・補助犬・警察犬・介在療法・等

学会 : 動物看護のための・動物看護師による・動物看護学会・研究会等の開催

人材確保 : 需要計画・教育改善・倫理教育等

【スライド 22】

また、動物看護教育施設として現存する専門学校などの教育内容を向上は、早晚訪れると予想される公的資格試験に順調に対応できるよう準備を怠らないこと、大学は3年受験できる体制を整備と放射線・ME・臨床検査・産業動物・補助犬・介在療法等に対するアプローチとそれに伴う付加価値の獲得も忘れないでほしいと思います。【スライド 22】

### 日本獣医師会の動物看護師対応

昭和40年(1965)	看護士必要性発議
平成元年(1989)	養成施設認定検討委員会
平成13年(2001)	動物看護士在り方検討委員会
平成15年(2003)	動物看護士の現状と課題報告
調査結果*	大学の関与の必要性 : 72.7 % カリキュラムの統一 : 92.8 % 認定システムの統一 : 83.4 %
平成18年(2006)	動物診療補助専門職検討委員会

\*日獣会誌 56:417(2003)

【スライド 23】

日本獣医師会にもお願いがあります。すでに昭和40年(1965年)に動物看護師の必要性を提起され、平成13年(2001年)には動物看護士の在り方検討委員会の設置、同15年(2003年)には現状の詳細な報告がありました。それによると①大学の関与の必要性が72.7%、②カリキュラムの統一が92.8%、③認定システムの統一が83.4%等の要望があったようです。なお、平成18年(2006年)には、動物診療専門職検討委員会も設置され検討が続けられています。しかし、公的資格の認定には行政上の整備が不可欠です。農林水産省にも早い諮問機関の開設がぜひ望まれます。【スライド 23】

究極は、動物看護師制度の確立です。民間の認定でもよいという意見がありますが、獣医療は個人の所有権、財産権に關する侵襲であり、保護や法益は、公的色彩が濃厚です。近年、獣医療過誤も増加傾向にあり、獣医師の責任と同時に看護師の責任も疎かにできません。そ

### 制度:動物看護師法(規則)制定の戦略

1. 動物看護師法 : 独立した身分法として制定する
2. 獣医療法を改正して内挿する: 家畜改良増殖法と人工授精師の関係
3. 動物看護師規則 : 法律前の看護規則に準ずる

**規則による国家資格が近道**

**その制定戦略**

1. 獣医療法に「動物看護師規則」の制定を委任する。
2. その動物看護規則によって身分・試験・業務等を定める。  
業事法における動物医薬品(規則)に近い対応
3. 国家試験・名簿の管理等は特定法人(動物看護師協会)に委託\*

\* 獣医師の歯科衛生士・救急救命士等の業いと同等にする。

【スライド 24】

の意味では、獣医師と同様に公的資格が望ましいと思います。換言すれば、医師と看護師が共同して医療を担当し、同時に共同して責任を分担する関係が獣医療にも必要と考えられます。

動物看護師制度の戦略は、①動物看護師法の制定が最も望ましいと思いますが、②動物看護師規則、かつて医療における保健師・助産師・看護の経過した道程を踏襲する手順もあろうかと思えます。③獣医療法に内挿する方法、家畜改良増殖法と人工授精師の關係に準ずる方法もありましょう。

法律として定めるには、ご存じのように国会の審議は不可欠です。そこで農林水産省の定めた規則などによる公的な資格もあると思えます。昭和23年以前の看護師規則と同様の公認資格です。その制定戦略としては、獣医療法に動物看護師の制定を規則委任する方法であり、業事法と動物医薬品に関する諸規則と同様な扱いです。【スライド 24】



動物看護師法(規則)の骨子は、い歯科衛生士法が手近な参考法令になると思えます。①法の目的・定義など、②免許(名称・免許・登録・業務・名簿・欠格事由など)③登録機関の指定(指定法人・事業認定・事務・秘守保持・監督法令・権限の委任など)④試験(農林水産大臣・

動物看護師法(規則)の骨子	
1. 目的・定義	
2. 免許	①名称 ②免許 ③登録 ④業務 ⑤名簿 ⑥欠格事由
3. 登録機関の指定	①動物看護協会 ②事業認可 ③事務 ④保守保持 ⑤監督命令 ⑥権限の委任
4. 試験	①農林水産大臣 ②受験資格 ③試験委員 ④不正禁止
5. 義務	①禁止行為 ②守秘義務 ③届出
6. 委任事項(施行規則等)	
7. 罰則	

【スライド 25】

受験資格・試験委員・不正禁止など) ⑤義務(禁止行為・守秘義務・届出等) ⑥委任事項(施設規則等) ⑦罰則などです。A B t B /BB : : A



制度：医療職の資格取得と修学歴	
保健師・助産師・看護師	文部科学大臣認可：大学・短期大学（専修科） 厚生労働大臣認可：専修学校・各種学校
准看護師	文部科学大臣：高等学校・各種学校 都道府県知事：専修学校・各種学校
歯科衛生士	文部科学省：短期大学・専修学校 厚生労働省：専修学校・各種学校
放射線技師・臨床検査技師 作業・理学療法士・視能訓練士 言語聴覚士・歯科技工士 臨床工学技士・救急救命士	大学 短期大学 専修学校 各種学校

A B t B /BB : : A

参考に医療補助職の資格取得と教育歴を示しますと、保健師・助産師・看護師・歯科衛生士のいずれも教育施設の認可は文部科学省(学校)、厚生労働省(養成所で学校と称することを認める)の二つであります。また、学校の種類は、大学・短期大学・専門学校・各種学校のいずれでも、指定された教科を完全に充足していれば、卒業生は受験資格は認められます。動物看護師の場合も同様に考えればよく、既存の多様な教育施設も受験資格に求められる教科が充足しておれば、差別はなしといえ

ましよう。A B t B /BB : : A

以上は、私見として皆様にお伝えしたい動物看護師の公的資格化に対する考え方であります。可及的早期に医療における看護師並の資格と実力と理念および倫理性をきっちりと整えた動物看護師の実現を切望してやみません。ご清聴ありがとうございました。



A B t B /BB : : A



A B t B /BB : : A

この抄論を公表して二年余りが経過しました。本年3月、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案が国会で決議され、その付帯決議の12に《獣医師以外の獣医療に従事する者の資格(動物看護師など)制度化について検討すること》が明示されたことを追記いたします。